

議題 6

広島市教育委員会規則の一部改正について

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について（議案第7号） | 29 |
| 2 | 広島市教育委員会公印規則の一部改正について（議案第8号） | 34 |
| 3 | 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第9号） | 39 |
| 4 | 広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部改正について（議案第10号） | 46 |

議案第7号

令和6年3月26日提出

広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について

広島市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市立学校通学区域審議会規則の一部を改正する規則

広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「任務」を「所掌事務」に改める。

第2条の見出しを「（所掌事務）」に改め、同条中「調査審議する」を「審議するものとする」に改める。

第4条第1項中「委員は」の右に「、必要の都度」を加え、同項第2号中「学識経験者」を「関係行政機関の職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他各種団体の関係者

第4条第2項を次のように改める。

2 委員は、その任命又は委嘱に係る第2条に規定する事項に関する審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

第5条（見出しを含む。）中「委員長」を「会長」に、「副委員長」を

「副会長」に改める。

第6条を次のように改める。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条を次のように改める。

(資料提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

第9条及び第10条を削る。

第11条中「審議会が」を「会長が会議に諮って」に改め、同条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市立学校通学区域審議会規則の一部改正について

1 改正の理由

審議会の運営の実態等に鑑み、委員の選任要件を改める等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 委員の選任要件のうち「学識経験者」を「関係行政機関の職員」及び「その他各種団体の関係者」に改める。
- (2) 委員の任期について、任命又は委嘱された日の属する年度の末日までとしていたものを、任命又は委嘱に係る審議事項に関する審議が終了したときまでに改める。
- (3) 審議会が、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができることを明らかにする。
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第 8 号

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

広島市教育委員会公印規則の一部改正について

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会公印規則（昭和 2 5 年 1 2 月 1 日広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「事前」を「文書の施行前」に改める。

第 7 条第 2 項中「月日」を「年月日」に改める。

第 1 1 条中「き損」を「毀損」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

こども未来局専用教育委員会印	(27)	れい書	正方形	方 2 7	こども未来局こども青少年支援部において補助執行する教育委員会の事務	こども青少年支援部	青少年育成担当課長
----------------	------	-----	-----	-------	-----------------------------------	-----------	-----------

別表第 2 に次の 1 号を加える。

(27)	広 島 市 教 育 委 員 会
	こども未来局

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会公印規則）

現 行	改 正																																																																																
<p>第1条 (略) (名称、ひな形等)</p> <p>第2条 公印の名称、書体、形状、寸法、保管箇所、管理者及び用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。 (保管及び使用の責任)</p> <p>第3条 公印の保管及び使用については、別表第1に掲げる公印の管理者（以下「管理者」という。）がその責めに任ずる。</p> <p>第4条・第5条 (略) (公印の使用)</p> <p>第6条 公印は、文書を施行する際に押なつするものとする。ただし、文書にその交付の日時、場所その他の関係により事前_____に公印を押なつしておく必要がある場合は、当該公印の管理者又は取扱責任者の承認を経て、文書の施行前に公印を押なつすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項に規定する申請及び提示があつた場合は、管理者又は取扱責任者は、公印の押なつを必要とする文書と同項に規定する申請に係る決裁の内容とを照合し、公印を押なつすることが適正であると認めるときは、文書管理システムに<u>月日</u>を入力の上、公印の押なつの承認をするものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第8条～第10条 (略) (事故報告)</p> <p>第11条 管理者は、公印の盗難、紛失、<u>き損</u>又は偽造等の事故があつたときは、直ちに総務課長に届け出るものとする。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>別表第1（第2条・第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ひな形</th> <th>書体</th> <th>形状</th> <th>寸法(ミリメートル)</th> <th>用途</th> <th>保管箇所</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>市民局専用教育委員会印</td> <td>(26)</td> <td>れい書</td> <td>正方形</td> <td>方27</td> <td>市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務</td> <td>文化スポーツ部文化振興課</td> <td>文化振興課長</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>—</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 広 島 市 (1) 教 育 委 員 会 </div> <div style="font-size: 2em;">~</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 広 島 市 立 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 学 校 長 職 務 代 行 者 (24) </div> </div>	名称	ひな形	書体	形状	寸法(ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者	(略)								市民局専用教育委員会印	(26)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長	_____	—	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____								_____								<p>第1条 (現行に同じ。) (名称、ひな形等)</p> <p>第2条 公印の名称、書体、形状、寸法、保管箇所、管理者及び用途は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。 (保管及び使用の責任)</p> <p>第3条 公印の保管及び使用については、別表第1に掲げる公印の管理者（以下「管理者」という。）がその責めに任ずる。</p> <p>第4条・第5条 (現行に同じ。) (公印の使用)</p> <p>第6条 公印は、文書を施行する際に押なつするものとする。ただし、文書にその交付の日時、場所その他の関係により<u>文書の施行前</u>に公印を押なつしておく必要がある場合は、当該公印の管理者又は取扱責任者の承認を経て、文書の施行前に公印を押なつすることができる。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>2 前項に規定する申請及び提示があつた場合は、管理者又は取扱責任者は、公印の押なつを必要とする文書と同項に規定する申請に係る決裁の内容とを照合し、公印を押なつすることが適正であると認めるときは、文書管理システムに<u>年月日</u>を入力の上、公印の押なつの承認をするものとする。</p> <p>3・4 (現行に同じ。)</p> <p>第8条～第10条 (現行に同じ。) (事故報告)</p> <p>第11条 管理者は、公印の盗難、紛失、<u>毀損</u>又は偽造等の事故があつたときは、直ちに総務課長に届け出るものとする。</p> <p>第12条 (現行に同じ。)</p> <p>別表第1（第2条・第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>ひな形</th> <th>書体</th> <th>形状</th> <th>寸法(ミリメートル)</th> <th>用途</th> <th>保管箇所</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8" style="text-align: center;">(現行に同じ。)</td> </tr> <tr> <td>市民局専用教育委員会印</td> <td>(26)</td> <td>れい書</td> <td>正方形</td> <td>方27</td> <td>市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務</td> <td>文化スポーツ部文化振興課</td> <td>文化振興課長</td> </tr> <tr> <td>こども未来局専用教育委員会印</td> <td>(27)</td> <td>れい書</td> <td>正方形</td> <td>方27</td> <td>こども未来局こども青少年支援部において補助執行する教育委員会の事務</td> <td>こども青少年支援部</td> <td>青少年育成担当課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 広 島 市 (1) 教 育 委 員 会 </div> <div style="font-size: 2em;">~</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 広 島 市 立 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 学 校 長 職 務 代 行 者 (24) </div> </div>	名称	ひな形	書体	形状	寸法(ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者	(現行に同じ。)								市民局専用教育委員会印	(26)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長	こども未来局専用教育委員会印	(27)	れい書	正方形	方27	こども未来局こども青少年支援部において補助執行する教育委員会の事務	こども青少年支援部	青少年育成担当課長
名称	ひな形	書体	形状	寸法(ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者																																																																										
(略)																																																																																	
市民局専用教育委員会印	(26)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長																																																																										
_____	—	_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																										

名称	ひな形	書体	形状	寸法(ミリメートル)	用途	保管箇所	管理者																																																																										
(現行に同じ。)																																																																																	
市民局専用教育委員会印	(26)	れい書	正方形	方27	市民局生涯学習課及び文化スポーツ部において補助執行する教育委員会の事務	文化スポーツ部文化振興課	文化振興課長																																																																										
こども未来局専用教育委員会印	(27)	れい書	正方形	方27	こども未来局こども青少年支援部において補助執行する教育委員会の事務	こども青少年支援部	青少年育成担当課長																																																																										

現 行

(25) 広島市立
 ○○○○○○○
 ○○学校長
 職務代行者

(26)

広島市
 教育委員会
 市民局

—

改 正

(25) 広島市立
 ○○○○○○○
 ○○学校長
 職務代行者

(26)

広島市
 教育委員会
 市民局

(27)

広島市
 教育委員会
 こども未来局

広島市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正の理由

地方自治法第180条の7の規定に基づき、青少年教育に関する事務（一部を除く。）、青少年センター（青年の家に限る。）に関する事務等を、市長事務部局のこども未来局の職員に補助執行させることに伴い、こども未来局専用の教育委員会印を新設する等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) こども未来局専用の教育委員会印を新設するとともに、その管理者等を定める。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第9号

令和6年3月26日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

「青少年育成部

第1条中 育成課 を削り、「高等学校指導係」を「高等学校放課後対策課」

指導係 全国高校総体推進係」に改める。

第2条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第4項第7号中「私立学校」の右に「（幼稚園を除く。）」を加え、同項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、第13号から第16号までを4号ずつ繰り上げ、同条第6項及び第7項を削り、同条第8項第9号中「（教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関することを除く。）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第9項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第

17号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第7項とし、同条中第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、同項に次の1号を加える。

(1) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）に関すること。

第2条中第12項を第10項とし、同条第13項第4号中「適応指導教室（ふれあい教室）」を「ふれあい教室」に改め、同項を同条第11項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）

現 行	改 正
<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務部 (略)</p> <p><u>青少年育成部</u> 育成課 <u>放課後対策課</u></p> <p>学校教育部 (略) 指導第二課 中学校指導係 <u>高等学校指導係</u></p> <p>(略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 総務部教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 乳幼児に係る教育の支援に関する事業の総括に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校の業務改善に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(9) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 私立学校_____に対する助成に関すること。</p>	<p>(部、課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に、次の部、課及び係を置く。</p> <p>総務部 (現行に同じ。)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>_____</p> <p>学校教育部 (現行に同じ。)</p> <p>指導第二課 中学校指導係 <u>高等学校指導係</u> <u>全国高校総体推進係</u></p> <p>(現行に同じ。)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2 総務部教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (現行に同じ。)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>_____</p> <p><u>(5) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(7) 学校の業務改善に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p><u>(8) 課の庶務に関すること。</u></p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (現行に同じ。)</p> <p>(7) 私立学校<u>(幼稚園を除く。)</u>に対する助成に関すること。</p>

現 行	改 正
(8) <u>子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園(以下「未移行幼稚園」という。)に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。)</u> 。	(削る。)
(9) <u>施設等利用費の支給に関すること(未移行幼稚園の利用に係るもの(預かり保育等に係るものを除く。))に限る。)</u> 。	(削る。)
(10) <u>特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること(未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。)</u> 。	(削る。)
(11) <u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関すること(市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。)</u> 。	(削る。)
(12) <u>学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</u>	(8) <u>学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</u>
(13) <u>学校備品の整備の総括に関すること(教育企画課の所掌に属するものを除く。)</u> 。	(9) <u>学校備品の整備の総括に関すること(教育企画課の所掌に属するものを除く。)</u> 。
(14) <u>学校備品台帳の整備の総括に関すること。</u>	(10) <u>学校備品台帳の整備の総括に関すること。</u>
(15) <u>学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u> 。	(11) <u>学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u> 。
(16) <u>課の庶務に関すること。</u>	(12) <u>課の庶務に関すること。</u>
5 (略)	5 (現行に同じ。)
6 <u>青少年育成部育成課の分掌事務は、次のとおりとする。</u>	(削る。)
(1) <u>青少年に関する調査、企画及び総合調整に関すること。</u>	
(2) <u>青少年教育に関すること(放課後対策課の所掌に属するものを除く。)</u> 。	
(3) <u>遊び場対策、地域組織活動の推進その他青少年の育成に関すること。</u>	
(4) <u>青少年の国際交流に関すること。</u>	
(5) <u>青少年問題協議会に関すること。</u>	
(6) <u>家庭・学校・地域社会に関する施策の調査、企画及び総合調整に関すること。</u>	
(7) <u>青少年問題に関する総合相談及び指導に関すること。</u>	

現 行	改 正
<p><u>(12) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関すること。</u></p> <p>(13) 通学路の設定に関すること。</p> <p>(14) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</p> <p>(15) 学校給食センターに関すること。</p> <p>(16) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p> <p>10 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) (略)</p> <p>11 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (新設)</p>	<p>(削る。)</p> <hr/> <p>(12) 通学路の設定に関すること。</p> <p>(13) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。</p> <p>(14) 学校給食センターに関すること。</p> <p>(15) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関すること。</p> <p>(16) 課の庶務に関すること。</p> <p>8 学校教育部指導第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) (現行に同じ。)</p> <p>9 学校教育部指導第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) (現行に同じ。)</p> <p>(11) <u>全国高等学校総合体育大会(広島大会)に関すること。</u></p>
<p>12 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略)</p> <p>13 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>適応指導教室(ふれあい教室)の運営に関すること。</u> (5)・(6) (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>10 学校教育部特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) (現行に同じ。)</p> <p>11 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) <u>ふれあい教室</u> の運営に関すること。 (5)・(6) (現行に同じ。)</p> <p>第3条～第11条 (現行に同じ。)</p>

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

1 改正の理由

こどもから青少年までの支援施策をこれまで以上に切れ目なく総合的に実施できる体制及び幼児教育・保育に関する事務を一体的に推進する体制を構築するため、教育委員会事務局青少年育成部の組織（所掌事務を含む。）及び幼児教育に係る給付に関する事務等をこども未来局に移管すること等に伴い、青少年育成部を廃止する等所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) こども未来局への組織及び事務の移管により、青少年育成部（育成課及び放課後対策課）を廃止する。
- (2) こども未来局への事務の移管により、教育企画課の乳幼児に係る教育の支援に関する事業の総括に関する事務、学事課の子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する事務等を廃止する。
- (3) 健康教育課の教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関する事務を教職員課へ移管する。
- (4) 令和 7 年度に開催される全国高等学校総合体育大会（広島大会）に関する事務を指導第二課で行う。
- (5) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第10号

令和6年3月26日提出

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部改正について

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

広島市教育委員会 教育長 松井 勝 憲

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「教育長」を「教育委員会」に改める。

- (1) 広島市青少年センター青年の家管理運営規則（昭和41年広島市教育委員会規則第2号）第7条
- (2) 広島市国際青年会館条例施行規則（平成3年広島市教育委員会規則第1号）第7条
- (3) 広島市三滝少年自然の家条例施行規則（昭和53年広島市教育委員会規則第8号）第6条

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市青少年センター青年の家管理運営規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営等に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>第1条～第6条（現行に同じ。）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営等に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

現行改正比較表（広島市国際青年会館条例施行規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>第1条～第6条（現行に同じ。）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

現行改正比較表（広島市三滝少年自然の家条例施行規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が定める。</p>	<p>第1条～第5条（現行に同じ。）</p> <p>（委任規定）</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>

広島市青少年センター青年の家管理運営規則等の一部改正について

1 改正の要旨

地方自治法第180条の7の規定に基づき、青少年センター（青年の家に限る。）、国際青年会館及び三滝少年自然の家に関する事務を、市長事務部局の職員に補助執行させることに伴い、各施設に係る規則に定めるもののほか、当該施設の管理運営等に関し必要な事項を定めることについて、教育長に委任していたものを教育委員会において行うこととしようとするものである。

2 施行期日

令和6年4月1日